

岡山大学学都基金における寄付の受入れ方針について

〔令和6年12月23日〕
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 岡山大学学都基金規程(平成26年岡大規程第76号)第10条の規定に基づき、岡山大学学都基金(以下「学都基金」という。)における寄付の受入れ方針について定めるものとする。

(基本原則)

第2条 学都基金への寄付金の受入れ方針については、原則として、国立大学法人岡山大学寄付金受入規程(平成18年岡大規程第3号。以下「規程」という。)第3条及び第4条に定めるところによる。

(反社会的勢力からの寄付)

第3条 国立大学法人岡山大学反社会的勢力への対応に関する規程(平成27年岡大規程第17号)の第2条に規定する「反社会的勢力」からの寄付は、規程第4条第1項第2号に規定する「運営上支障があると認める場合」として、受入れない。

(寄付の返還)

第4条 前条による寄付が入金済み等の場合は、返還する。

附 則

この裁定は、令和7年4月1日から施行し、施行日以後の受入れから適用する。